

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、以下のミッションステートメントに定める企業倫理と遵法の精神に基づき、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上により、環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

【ミッションステートメント】

〔使命〕

大塚商会は多くの企業に、情報・通信技術の革新によってもたらされる新しい事業機会や経営改善の手段を具体的な形で提供し、企業活動全般にわたってサポートします。

そして、各企業の成長を支援し、わが国のさらなる発展と心豊かな社会の創造に貢献しつづけます。

〔目標〕

- 社会から信頼され、支持される企業グループとなる。
- 従業員の成長や自己実現を支援する企業グループとなる。
- 自然や社会とやさしく共存共栄する先進的な企業グループとなる。
- 常に時代にマッチしたビジネスモデルを創出しつづける企業グループとなる。

〔行動指針〕

- 常にお客様の目線で考え、お互いに協力して行動する。
- 先達のチャレンジ精神を継承し、自ら考え、進んで行動する。
- 法を遵守し、社会のルールに則して行動する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則 1-2-4

当社は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト及び株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用により議決権の電子行使を可能としております。

なお、招集通知の英訳については、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を勘案し、当社の株式に係る外国人(個人及び法人)の株主数を踏まえて、その要否について引き続き検討してまいります。

補充原則 4-2-1

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、基本報酬、賞与及び役員退職慰労金(積立型退任時報酬)等で構成しております。また、執行役員を兼務する取締役については、執行役員としての役位・業績等も取締役報酬額決定の要素としております。

1. 基本報酬は、他社水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮の上、過年度の担当部門業績に対する評価等を総合勘案して、個人別支給額を決定しております。
2. 賞与は、執行役員を兼務する取締役に対し、従業員、執行役員と同様に担当業務の業績を評価して支給しております。
3. 役員退職慰労金は、職務執行の対価として、役員の退職慰労金規程の定めに従い、毎年一定額を積み立て、役員の退任時に累計額を算出し、株主総会の承認のもと支給額を取締役会で決定の上、支給しております。

今後は、必要に応じて、経営陣に対して、中長期的な業績と連動した株式報酬等を適切な割合において支給することについて、検討してまいります。

補充原則 4-11-3

取締役会が適切に機能し成果を上げているか、その実効性の維持・向上を図るため、相応の対応を図っております。取締役会全体の実効性について網羅的に分析・評価や、その結果の概要の開示はしておりませんが、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則 1-4

当社は、相手先企業との関係・提携強化を図る目的で政策保有株式を保有しております。取締役会は毎年、主要な政策保有株式について、リターンとリスクを中長期的な観点で検証し、保有することの経済合理性を検討しております。保有の判断基準としては、投資額と投資リスク、提携によるメリット、当該企業の成長性等を勘案して総合的に判断しております。

また、政策保有株式の議決権行使については、当該企業及び当社の中長期的な企業価値向上に資するものかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断することとしております。

原則 1-7

当社は、当社がその役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてその取引の必要性及び取引条件の妥当性に関し、財務、会計、税務、法務などの専門部署の見解を得た上で、予め取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

原則 3-1

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、経営理念としてミッションステートメントを当社のホームページにおいて開示するとともに経営計画を公表し、決算説明会において説明し

ております。決算説明会資料は、当社のホームページにも掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書等において開示しており、[コーポレートガバナンスに関する基本方針]を当社のホームページに掲載しております。

(3)報酬の決定方針と手続き

取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査データを参考とし、職責に応じて設定しております。その構成は、基本報酬、賞与、退職慰労金等であり、年度計画の増益度合いと利益達成度合いに応じた賞与支給水準を予め定め、業績との連動に透明性を確保した上で、企業価値向上の動機づけとしております。

また、中長期的な企業価値向上への動機づけとなるように、報酬水準及び報酬内の構成割合については、今後も継続して検討してまいります。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役候補者と執行役員候補者については、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する、知見、専門知識、経験を有する者であることを指名にあたっての方針とし、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において十分に検討を行った上で決定しております。

また、監査役候補者については、法律または財務及び会計に関する相当程度の識見及び経験を有している者であることを指名にあたっての方針とし、監査役会における同意を経たうえで、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において十分に検討を行った上で決定しております。

(5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

当社は、現時点では社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の候補者については個々の選任理由を開示しておりませんが、平成29年3月に開催予定の定時株主総会より、すべての取締役候補者及び監査役候補者の選任理由をその選任議案に係る株主総会参考書類において開示いたします。

補充原則 4-1-1

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に定める重要事項として、経営計画に関する重要事項、関係会社の設立・出資、解散、事業方針並びにその他の重要事項の意思決定を行う他、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。

また、取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び「取締役会規程」に定める重要事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任しております。

原則 4-8

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。複数名の独立社外取締役の選任は、独立した客観的・中立的な立場からの意見を十分に踏まえた議論を可能とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。

原則 4-9

取締役会は、独立社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準として、東京証券取引所が示す独立性に関する判断基準を採用しております。現任の社外取締役は、その全員が当該独立性判断基準を充足しております。

また、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献し、取締役会を活性化させる資質を持つ人物を候補者とするよう努めております。

補充原則 4-11-1

当社は、取締役の員数を19名以内、監査役の員数を4名以内と定款に定めております。

当社の取締役会は、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況を検討した上で、その役割と責務を実効的に果たすため、事業領域の多様性と員数の適正規模を両立した形で構成することとしております。

補充原則 4-11-2

当社の取締役・監査役には、他の上場会社の役員を兼務している者もおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けております。

また、当社は、独立社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場企業の役員を兼任する場合には、事前に当社の取締役会の承認を得ることとしております。

さらに、当社は毎年、全取締役及び監査役(候補者を含む)の兼任状況について確認した上で、その結果を取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会参考書類、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

補充原則 4-11-3

取締役会が適切に機能し成果を上げているか、その実効性の維持・向上を図るため、相応の対応を図っております。取締役会全体の実効性についての網羅的な分析・評価や、その結果の概要の開示はしておりませんが、今後の検討課題として認識しております。

補充原則 4-14-2

当社は、取締役及び監査役に対する研修に関する基本方針として、会社法関連法令、コーポレートガバナンス、及びコーポレートファイナンスに関する理解を深めることを定め、取締役及び監査役に対し、その期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、目的に応じた以下の研修等を実施するほか、各取締役及び監査役が個別に必要とするトレーニング機会の提供及びその費用の負担を行っております。

【全取締役・全監査役】

- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・外部セミナー等への参加

【社外取締役・社外監査役】

- ・会社概要に関する説明の実施(就任時)

原則 5-1

当社は、株主との対話が当社の持続的な成長と中長期的な価値向上に資するよう、社長室内に広報・IR課を設置するなど、体制を整備しております。また、[株主等との対話に関する基本方針]を定め、積極的なIR活動を合理的な範囲で推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚装備株式会社	29,364,990	30.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,510,000	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,095,500	3.25
大塚商会社員持株会	2,898,260	3.05
大塚 裕司	2,840,940	2.99
大塚 厚志	2,837,850	2.98
大塚 実	2,836,470	2.98
大塚 照恵	1,936,500	2.03
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウト	1,156,804	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,061,500	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は、2016年6月30日現在の状況を記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
牧野 二郎	弁護士													
齋藤 哲男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧野 二郎	○	——	牧野二郎氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外取締役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断を行っており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」とであると判断し、独立役員として選任しております。
齋藤 哲男	○	——	齋藤哲男氏は、長年にわたり多業種に及び多数の企業経営に関与した経験を有し、社外取締役としての役割を十分に果たせるものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役に

るコントロールを受けず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断が可能であり、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

4名

監査役員数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査については、社長直轄の監査室(12名)を設置しており、当社グループ全体を対象に、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に内部監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。

なお、監査室は、各グループ企業内に設置した内部監査室より、各グループ企業で実施した内部監査の結果について報告を受けております。

監査役監査については、監査役会が監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。

監査役と監査室の連携状況は、月1回、定期的に会合を開催し、監査計画、監査実施状況、業務執行状況等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

監査役と会計監査人の連携状況は、適宜会合を開催し、監査計画、監査実施状況、指摘事項の改善状況の確認、取締役の行為の適法性の確認等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

社外監査役員の選任状況

選任している

社外監査役員数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲井 一彦	公認会計士										△			
若槻 哲太郎	弁護士													
羽田 悦朗	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲井 一彦	○	仲井一彦氏は、2007年に新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)に代表社員として入所し、2010年に新日本有限責任監査法人を退職しております。当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。	仲井一彦氏は、公認会計士、税理士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査を実施しており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として選任しております。
若槻 哲太郎	○	——	若槻哲太郎氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査を実施しており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として選任しております。
羽田 悦朗	○	——	羽田悦朗氏は、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士としての識見と経験を有し、企業の会計と法務の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たせるものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査の実施が可能であり、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項	——
---------------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	——
--------------	----

当社はストックオプション制度は採用しておりません。取締役の賞与は、営業利益達成率と役員個人の業績貢献度を元に決定しております。これにより、業績に対するインセンティブは実質的に機能しております。

ストックオプションの付与対象者	——
-----------------	----

該当項目に関する補足説明	——
--------------	----

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、取締役については基本報酬、賞与および退職慰労金により構成され、それぞれの決定方針は以下の通りであります。基本報酬は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、使用人の最高位の年収を基礎とし、その職位毎に役割の大きさに応じて決定する固定報酬としております。賞与は、経営に対する貢献度に連動させるため、営業利益達成率と役員個人の業績貢献度を元に決定しております。また、監査役報酬については、株主総会にて決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。退職慰労金は、原則常勤役員に対して役員毎に年間基本額を設定しており、会社及び個人業績を加減した金額を退任時に支払うことしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、コンプライアンス室が担当しております。取締役会及び監査役会の開催に際しては、資料を事前に配付し、判断の助成を行っております。その他、当社の事業運営全般に関して、随時情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○企業統治の体制

当社は会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を設置しており、監査役制度を採用しております。また、業務執行の監督機能の強化を目的として社外取締役及び社外監査役を選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役には、法律又は財務及び会計に関する相当程度の識見及び経験を有している者を選任しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む14名で構成しており、毎月1回定時開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、執行役員制度を導入することにより、取締役会で選任された執行役員が業務執行機能を担い、取締役会及び監査役が業務執行の監督機能を担うことで、執行と監督の分離を図り、業務執行の意思決定の迅速化及び取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。取締役会等、重要な会議体へ出席して適宜助言・勧告を行い、経営の適正な監視及び取締役の職務執行を厳正に監査しております。

さらに、グループ企業の経営トップ(特別執行役員)で構成される「グループ経営者会議」を開催し、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(注)当社は、2016年3月29日開催の定時株主総会において、社外取締役1名を新たに選任しております。

○会計監査の状況

(2015年12月期)

当社は、会計監査を担当する会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。

当期において業務執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 白羽 龍三

指定有限責任社員 業務執行社員 狩野 茂行

指定有限責任社員 業務執行社員 江下 聖

会計監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 17名

その他 24名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業領域は多岐にわたっており、これらの領域を理解し、またIT産業に精通していることが重要であるため、社外取締役を主体としたガバナンス体制は適していないと判断し、監査役制度を採用しております。

社外監査役を含めた監査役による経営監視・監査機能の強化で意思決定の透明性を確保し、さらに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任し、経営監督機能を強化することで、取締役会の適切な意思決定に資することを狙いとしております。

このように、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会を基軸として執行役員が業務執行機能を担う当社の企業統治体制は有効に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第55回定時株主総会 招集通知発送日:2016年3月8日 開催日2016年3月29日
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話を利用したインターネットによる議決権行使が可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(運営:株式会社ICJ)へ参加
その他	株主総会招集通知、株主総会決議通知をホームページに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	概ね年1回、個人投資家向けイベントに参加	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算の発表後、決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.otsuka-shokai.co.jp/ir/ 主な掲載コンテンツ:適時開示情報等、有価証券報告書等、決算短信、決算説明資料、決算説明会動画配信、大塚商会だより、アニュアルレポート等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:社長室、IR担当役員:代表取締役社長 大塚裕司、IR事務連絡責任者:取締役兼常務執行役員 経営管理本部長 若松康博	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「ミッションステートメント」において、社会、顧客、従業員との関係について記述
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社CSR・社会貢献・環境活動ホームページ http://www.otsuka-shokai.co.jp/corporate/csr/ に詳細を記載。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社IR情報ホームページに「情報開示の基本方針」を記載

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ミッションステートメントをコンプライアンス体制の基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組む。

取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(文書または電磁的記録)及びその他の重要な情報を、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則してリスク管理体制の整備を進め、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行う。不測の事態が生じた場合には、対策本部を設置し、リスク情報を集約し、迅速かつ適切な対応策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、意思決定の妥当性を高めるための会議体についてその開催及び付議基準を明確化し、業務執行の詳細を「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に定め、効率性を高めるものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ経営者会議」の開催で、連結子会社の経営状況や利益計画の進捗を把握する。「特別執行役員制度」を設け、連結子会社の代表取締役社長を特別執行役員に選任し、連結子会社のコンプライアンスの徹底及びコーポレートガバナンスの強化を推進し、必要に応じて、業務の執行状況等について当社の取締役会または代表取締役への報告を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

連結子会社の取締役会は、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を指示する。

「グループ経営者会議」において、連結子会社が認識したリスクについて情報の共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。

不測の事態が生じた場合には、当社に対策本部を設置し、リスク情報を集約し、当該連結子会社と連携して、迅速かつ適切な対応策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社は、経営の自主性及び独立性を確保しつつ、グループの方針に則り年間計画を策定する。各社の目標と責任を明確にするとともに予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。連結子会社は、取締役会規程を整備し、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、業務執行の詳細を各種社内規程に定め、効率性を高める。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

連結子会社は、ミッションステートメントに則した業務執行により、自浄作用を機能させることで業務の適正を確保する。

連結子会社は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善を行い、各社内には内部監査室を設置して業務改善を図り、当社が設置する連結子会社共通の内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

ホ. その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社監査室は、各連結子会社内に設置した内部監査室より、各連結子会社で実施した内部監査の結果について報告を受けるほか、各連結子会社に対し定期的に監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請があった場合、監査役を補助する使用人として、経営管理本部の中から適切な人員を選任し、兼務させる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人への人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることにより取締役からの独立性を確保する。

監査役が当該使用人に対し直接指示し、報告を受ける体制を整備することにより、実効性を確保する。

(8) 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役が取締役及び使用人から業務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

各連結子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び連結子会社の取締役等または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与える虞のある事実を認めた場合は、その重要性及び緊急性に応じ、当社監査役に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則に則り、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、コンプライアンス室において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用等を処理する。

(11) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と適宜意見交換を行うこととする。
当社監査室は監査役と緊密な連携を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、ミッションステートメント及びコンプライアンス規程において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを規定しております。

(2) 整備状況

当社は、ミッションステートメント及びコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、コンプライアンス室、人事総務部及びお客様相談室を対応部署としております。

また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携して社内体制の整備と情報収集を行うとともに、社員への行動指針の周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○コーポレート・ガバナンスに関して今後取り組むべき施策

- ・執行と監督のさらなる分離の推進
- ・グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンスのさらなる強化

○適時開示体制の概要

当社における適時開示は、社長室を専任部署とし、経営計画室、コンプライアンス室、経理部、人事総務部が連携した以下の体制により実施しております。

(1) 会社情報の収集

当社及びグループ各社における、投資判断に影響を与える重要な会社情報(決定事実、発生事実、決算情報)及び各種の会社情報は、社内関係部署及びグループ各社から、情報の種類に応じて、社長室、経営計画室、コンプライアンス室、経理部、人事総務部が各々収集する体制としております。

また、社長直轄の監査室による定期、随時の業務監査に加えて、内部通報制度を導入し、不正及び不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

(2) 開示要否の判定及び開示内容の検討

収集した会社情報について、社長室を中心に、経営計画室、コンプライアンス室、経理部、人事総務部が、有価証券上場規程に則り、適時開示の要否を相互に確認し、情報取扱責任者が判定しております。

適時開示を要すると判断された重要な会社情報については、外部への開示案を作成し取締役会での決議又は承認を受けて、情報取扱責任者が開示しております。

【 参考資料：模式図 】

